

秋田県立大学附属図書館利用細則

令和3年4月1日

図書館長決定

(趣旨)

第1条 この細則は、秋田県立大学附属図書館利用要領（以下「利用要領」という。）第24条の規定に基づき、秋田県立大学附属図書館のうち、秋田キャンパス、本荘キャンパス及び大潟キャンパスの図書館（以下「図書館」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者証)

第2条 本学の教職員及び学生の図書館利用者証（以下、「利用者証」という。）は次のとおりとする。

一 教職員 教職員証

二 学生 学生証

2 本学の名誉教授及び生涯学生の利用者証は次のとおり発行する。

一 名誉教授に対しては、別紙2の利用者証を発行する。

二 生涯学生に対しては、秋田県立大学生涯学生制度要綱第3条第2項に規定する利用者証を発行する。

3 連携協力協定社員及び学外利用者の利用者証は次のとおり発行する。

一 連携協力協定社員及び学外利用者は秋田県立大学附属図書館利用者証発行申請書（様式第1号）によって申請しなければならない。

二 前号の申請内容を審査し、図書館の利用を認めるものに対しては次のとおり利用者証を発行する。

(一) 連携協力協定社員に対しては、別紙1の利用者証

(二) 学外利用者に対しては、別紙2の利用者証

(研究費購入資料の貸出し)

第3条 利用要領第11条第1項及び第16条の規定にかかわらず、教職員が研究費で購入した図書館資料を、図書館から当該教職員に貸出しする場合の貸出期間及びその冊数並びに貸出期間の更新回数は、次のとおりとする。

一 貸出期間 1年間以内

二 貸出冊数 無制限

三 貸出期間の更新回数 無制限

2 前項の規定による貸出しを受けた教職員は、貸し出された図書館資料を責任をもって

保管するとともに、利用を終了したときは、速やかに返却しなければならない。

(特別の貸出し)

第4条 利用要領第11条第3項の規定による貸出し又は利用要領第12条ただし書の規定による貸出しの申請は、特別貸出申請書(様式第2号)によって行わなければならない。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 秋田県立大学図書館利用細則(平成18年4月1日施行)は、廃止する。